

独自の移住支援金『みどり子育て移住支援金』の支給を開始します

1 事業概要

令和7年7月から、みどり市独自の移住支援金として「みどり子育て移住支援金」の支給を開始します。

この取り組みは、18歳未満の子を持つ世帯に限り、東京圏を対象とした既存の移住支援金要件を県外へ拡大させるとともに、その他要件についても緩和を行うものです。これにより、地域の担い手や子ども世代の移住を促進することを目的としています。



2 支給対象・要件

| | | 「みどり子育て移住支援金」制度 | 既存制度 |
|---------|---------|---|---|
| 対象 | | 18才未満の子を持つ世帯 | 世帯・単身 |
| | | 自己の意思による移住である ※会社都合を除く | |
| 移住元 | | 県外(足利市・佐野市・日光市を除く) | 東京圏 |
| 在住期間 | | 転入前10年間で通算5年以上上記に在住 | ①転入前10年間で通算5年以上東京都23区に在住 ②転入前10年間で通算5年以上東京都23区内に通勤など |
| 就労等要件 | 就労 | 県内及び足利市・佐野市・日光市所在の事業所に正社員として就労する者 | 群馬県等が開設するマッチングサイトに掲載された求人に正社員として採用された者 |
| | 起業 | 市内において起業した者 | 群馬県の起業支援金の交付決定を受けた者 |
| 支給金額 | 基本額 | 世帯100万円 | 単身60万円・世帯100万円 |
| | 加算① | 100万円/18才未満の子1人あたり ※上限3人まで | |
| | 加算② | 東町移住100万円/世帯 大間々町北部50万円/世帯 | — |
| | 加算③ | ちえのみ保育園通園10万円/1人 あずま小中学校通学10万円/1人 ※上限3人まで | — |
| 支給予定・実績 | 15世帯を予定 | 令和6年度：2件(世帯1・単身1) 令和5年度：5件(世帯4・単身1) | |

■ 申請窓口

みどり市役所笠懸庁舎 地域創生課

■ 申請受付開始

令和7年7月1日（火）

問い合わせ

みどり市 政策企画部 地域創生課

TEL 0277-46-9067

Email chiiki-s@city.midori.gunma.jp

